

第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物埋設施設）
（廃棄物埋設地の附属施設）

原規規発第 2112211 号
令和 3 年 1 2 月 2 1 日

日本原燃株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏 殿

原子力規制委員会

2021年8月16日付け2021埋計発第108号をもって確認の申請のあった廃棄物埋設施設等のうち下記について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第51条の6第1項の規定に定める技術上の基準に適合していることを確認したので、第二種廃棄物埋設確認証（廃棄物埋設施設）を交付します。

記

事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名	日本原燃株式会社 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4番地108 代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏
事業所の名称及び所在地	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈
確認をした廃棄物埋設施設等	別紙のとおり
特記事項	なし

施設区分	確認事項	備考
廃棄物埋設地の 附属施設	<ol style="list-style-type: none"> 1. 放射性廃棄物の受入れ施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃棄体取扱い設備(廃棄体一時仮置台) 2. 放射線管理施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 個人管理用測定設備 (2) 放射線監視・測定設備(ダストサンプラ、放射線サーベイ機器) (3) 試料分析関係設備 (4) 出入管理設備 (5) 除染設備 (6) 表示設備 (7) 放射線管理設備 (8) その他の設備 3. 監視測定設備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射能測定装置 (2) 放射線サーベイ機器 (3) 周辺監視区域境界付近の地下水採取孔及び地下水位測定孔 (4) モニタリングポイント(積算線量計) (5) 表示設備 4. その他の附属施設 <ol style="list-style-type: none"> (1) 気体廃棄物の廃棄施設(排気口) (2) 液体廃棄物の廃棄施設(排水口) (3) 通信連絡設備等(所内通信連絡設備、所外通信連絡設備、警報装置、管理建屋における安全避難通路、廃棄物埋設地における安全避難通路(1号埋設地用、2号埋設地用)) 	